

守口市と学校法人大阪国際学園との包括連携に関する協定書

守口市と学校法人大阪国際学園は、相互の発展に資するため、次のとおり包括連携協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、守口市と学校法人大阪国際学園が包括的な連携の下、地域課題への的確な対応、地域全体の教育・学術研究機能の向上を図るとともに、学生・生徒等の若い力をまちづくりに活かすなど、地域の活性化、人材の育成等に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 守口市と学校法人大阪国際学園は、次の事項について、連携・協力するものとする。

- (1) 安全・安心なまちづくり
- (2) 環境の保全
- (3) 学校教育及び地域教育の向上
- (4) 生涯学習の推進
- (5) 人材の育成
- (6) 地域産業の振興及び新産業の創出
- (7) 地域の各種活動への参画の推進
- (8) 地域の政策課題に係る共同研究の推進
- (9) その他前条の目的を達成するために必要と認められる連携・協力

(協議)

第3条 この協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的事項及びその他の必要な事項については、守口市と学校法人大阪国際学園が協議して別に定める。

この協定締結の証として本書を2通作成し、両者記名押印の上、各々1通を保有する。

平成26年2月14日

守口市

学校法人大阪国際学園

守口市長 西端 勝樹

理事長 奥田 吾朗

(自 署)

(自 署)